

令和3年度

第1回 赤穂市都市計画審議会

1. 日 時 令和3年7月15日(木) 午前10時00分から

2. 場 所 市役所6階 大会議室

赤穂市建設部

報告第1号

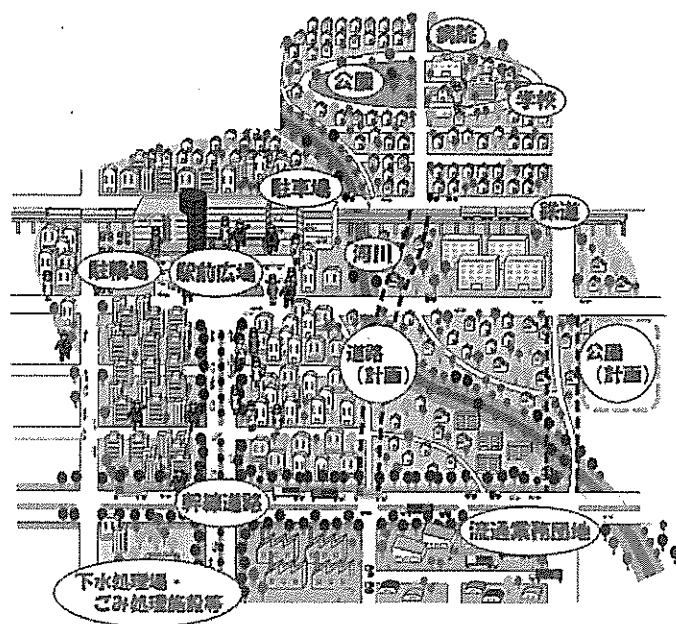
都市計画の概要について

都市計画の概要

(要約版)

(令和3年3月31日現在)

兵庫県 赤穂市



目次

I.	都市計画とは	1
II.	都市計画のしくみ	1
1.	都市計画区域の指定(都市計画法第5条)	1
2.	都市計画の内容	1
(1)	市街化区域及び市街化調整区域(都市計画法第7条)	1
(2)	地域地区(都市計画法第8条)	1
①	用途地域	2
②	風致地区	2
③	臨港地区	2
(3)	都市施設(都市計画法第11条)	3
①	道路	3
②	公園・緑地・墓園・広場	3
③	ごみ焼却場・ごみ処理場・下水道	4
④	火葬場	4
(4)	市街地開発事業(都市計画法第12条)	5
(5)	地区計画等(都市計画法第12条の4)	6
(6)	防災街区整備方針	6
III.	下水道事業の経緯と現況	7
1.	基本計画(赤穂処理区)公共下水道 特定環境保全公共下水道	7
2.	基本計画(福浦処理区)特定環境保全公共下水道	7
3.	基本計画(はりま台処理区)特定環境保全公共下水道	7
4.	基本計画(古池処理区)特定環境保全公共下水道	7
5.	基本計画(大泊処理区)特定環境保全公共下水道	8
6.	基本計画(小島処理区)特定環境保全公共下水道	8
7.	施行年次	8
8.	総事業費	8
9.	下水道普及状況	9

都市計画の概要

I. 都市計画とは

都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。

II. 都市計画のしくみ

1. 都市計画区域の指定（都市計画法第5条）

従来は、行政区域毎に都市計画区域を定めていたが、昭和43年の都市計画法の全面改正により、広域都市行政の見地から都市計画区域の再編成が行われ、昭和46年3月16日赤穂市、相生市の全域及び上郡町の一部を区域とする2市1町が、西播都市計画区域として、下表のとおり決定された。

R3.3.31 現在

都市計画区域	市町名	範囲	面積(ha)	備考
西播都市計画区域	相生市	行政区域の全域	9,040	
	赤穂市	//	12,685	
	上郡町	行政区域の一部	5,370	
	合計		27,095	2市1町

2. 都市計画の内容

(1) 市街化区域及び市街化調整区域（都市計画法第7条）

都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化を図る区域と市街化を抑制すべき区域すなわち市街化区域と市街化調整区域に、下表のとおり定めた。

R3.3.31 現在

都市計画区域	市町名	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)	備考
西播都市計画区域	相生市	801	8,239	
	赤穂市	1,418	11,267	
	上郡町	299	5,071	
	合計	2,518	24,577	

(2) 地域地区（都市計画法第8条）

地域地区とは都市計画において定められるべき都市計画法第8条各号に掲げる地域地区のことである。地域地区としては、①用途地域、②風致地区、③臨港地区がある。

① 用途地域

R3.3.31 現在

地 域	面積 (ha)	比 率 (%)
第一種低層住居専用地域	約 74.0	5.2
第二種低層住居専用地域	〃 17.0	1.2
第一種中高層住居専用地域	〃 379.0	26.7
第二種中高層住居専用地域	〃 106.0	7.5
第一種住居地域	〃 131.0	9.2
第二種住居地域	〃 66.0	4.7
近隣商業地域	〃 59.0	4.2
商業地域	〃 37.0	2.6
準工業地域	〃 140.0	9.9
工業地域	〃 26.0	1.8
工業専用地域	〃 383.0	27.0
合 計	約 1,418.0	100.0

② 風致地区

R3.3.31 現在

名 称	位 置	種別	面積(ha)
赤穂城趾風致地区	赤穂市上仮屋の一部	1種	22.1
御崎風致地区	赤穂市御崎、尾崎の各一部	1種	211.9
		2種	40.0
		3種	14.9
尾崎宮山風致地区	赤穂市尾崎の一部	1種	32.5
		3種	1.0
雄鷹台山高山風致地区	赤穂市加里屋及び塩屋、北野中、木津の各一部	1種	438.2
		2種	148.0
		3種	46.0
以良羅山風致地区	赤穂市塩屋及び新田の各一部	1種	5.0
船岡園風致地区	赤穂市坂越の一部	1種	17.5
合 計	6地区		977.1

③ 臨港地区

R3.3.31 現在

名 称	面積(ha)
赤穂港臨港地区	3.3

(3) 都市施設(都市計画法第11条)

都市施設とは、都市計画において定められるべき都市計画法第11条各号に掲げる施設のことである。これが都市計画決定されると「都市計画施設」と呼ばれる。都市施設としては本市では、1.道路等の交通施設、2.公園等の公共空地、3.下水道等の供給処理施設、4.火葬場等の施設がある。

①道路

整備状況表

R3.3.31 現在

幅員別	路線数	計画 (km)	延長(km)		改良率 (%)
			改良済	未改良	
30m以上～40m未満	3	13.64	4.96	8.68	36.4
22m以上～30m未満	1	2.70	2.70	0.00	100.0
16m以上～22m未満	7	9.94	8.24	1.70	82.9
12m以上～16m未満	13	19.97	16.93	3.04	84.8
4m以上～12m未満	6	2.81	2.23	0.58	79.4
計	30	49.06	35.06	14.00	71.5

②公園・緑地・墓園・広場

(イ) 公園・緑地・墓園

整備状況表

R3.3.31 現在

種別	公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開園率 (%)
街区公園	駅前町第1公園外49公園	13.78	11.04	80.1
近隣公園	東浜公園 外2公園	5.7	5.7	100.0
総合公園	赤穂城跡公園 外1公園	28.6	19.5	68.2
広域公園	赤穂海浜公園	71.7	71.7	100.0
緩衝緑地	赤穂城南緑地	(39.4)	(39.4)	(100.0)
		41.8	39.4	94.3
都市緑地	千種川河川敷緑地	(70.7)	(28.5)	(40.3)
		222.2	28.5	12.8
墓園	赤穂高山墓園	10.0	10.0	100.0
その他 公園	赤穂元禄スポーツセンター 外2公園	7.83	7.83	100.0
計		401.61	193.67	48.2

※1人当り開設公園面積 41.7 m²/人 () は、水面を含まない。

※人口 46,445 人(住民基本台帳)

(ロ) 広場

整備状況表

R3.3.31 現在

種別	駅名	広場面積 (ha)		備考
		計画	供用	
駅前広場	播州赤穂駅(南側)	0.65	0.65	100%
	播州赤穂駅(北側)	0.27	0.27	100%
	坂越駅	0.26	0.26	100%
	有年駅(南側)	0.23	—	—
	有年駅(北側)	0.30	—	—
計		1.71	1.18	—

③ごみ焼却場・ごみ処理場・下水道

(ハ) ごみ焼却場・ごみ処理場

R3.3.31 現在

名称	位置	計画		供用		備考
		面積 (ha)	処理能力	面積 (ha)	処理能力	
赤穂市 美化センター	赤穂市中広 字東沖	2.50	80t/日	2.50	80t/日	ごみ焼却場
			23t/日		23t/日	粗大ごみ処理 施設
			6t/日		6t/日	リサイクル施設

(ニ) 下水道

下水道は、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し併せて河川
海域などの公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

赤穂市公共下水道計画概要については、別紙による。

④ 火葬場

R3.3.31 現在

名称		位置	面積 (ha)	決定年月日 告示番号	備考
番号	火葬場名				
1	赤穂市斎場	赤穂市南野中字亀甲	約 1.45	S61.11.29 市告示第68号	火葬炉 4基 汚物炉 1基 動物炉 1基

(4) 市街地開発事業(都市計画法第12条)

市街地開発事業は、一定の地域について地方公共団体等が土地利用計画に基づいて公共施設の整備と宅地の開発を併せて行うことにより、市街地の面的な整備開発を行うものである。

市街地開発事業のうち土地区画整理事業は、歴史の古いものであり、その状況は、次表のとおり13地区、約470.2haである。

R3.3.31 現在

地区名	施行者	目的	都市計画 (区域) 決定年月日	設計認可 年月日	事業計画 (設立) 認可年月日	換地処分 年月日	施行面積 (㎡)
第一地区	市	都市 改造	S27. 6. 9	S28. 2.27	S29. 1.12	S35. 3.31	348,037
中洲地区	市	都市 改造	S36. 7.12	S36.11.18	S36.12. 4	S42. 7. 4	261,945
駅北地区	組合	宅地 開発	S38.10.23	S39. 3.17	S39. 3.31	S44.11.28	369,493
上仮屋地区	市	都市 改造	S41. 7.14	S42. 6.15	S42. 7. 4	S53. 2.28	274,918
尾崎地区	組合	宅地 開発	S43. 9.18	S44. 1.31	S44. 2.18	S49.11.29	388,680
東浜地区	個人	宅地 開発	—	—	S45.12.15	S46. 5.19 S46.10.14	430,930
浜田地区	市	宅地 開発	S47. 9.19	S53. 3.17	S53. 3.24	S62. 3.10	350,816
御崎地区	組合	宅地 開発	S57. 3.23	S58. 1.27	S58. 2. 8	H 5. 3.12	333,252
塩屋地区	市	宅地 開発	S60.11.12	S61. 5.19	S61. 5.26	H15.7.4	698,520
有年地区	市	宅地 開発	H10. 5.29	H13. 1.25	H13. 2.6	—	550,020
島田地区	組合	宅地 開発	—	H16. 12.16	H17. 1.4	H21.3.17	22,234
野中・砂子 地区	組合	宅地 開発	H15. 3.10	H17. 2.2	H17. 2.15	—	451,802
浜市地区	組合	宅地 開発	H16. 5.14	H18. 10.2	H18. 10.13	—	222,250
合 計					13地区		4,702,897

(5) 地区計画等(都市計画法第12条の4)

地区計画とは、建築物形態、公共施設配置等から、一体的に区域の特性にふさわしい良好な都市環境の街区整備を図るための計画である。

R3.3.31 現在

地区名称	決定年月日 告示番号	位 置	面 積(ha)
有年駅周辺地区 地区計画	H10. 5.29 市告第 39 号	有年横尾 有年牟礼 有年原 の各一部	約 61.1
野中・浜市地区 地区計画	H15.3.10 市告第 19 号	北野中、 南野中、 砂子及び 浜市の 一部	約 73.0
	H16.5.14 市告第 37 号		約 99.0
尾崎地区 地区計画	H26.3.31 市告第 16 号	尾崎	約 26.9

(6) 防災街区整備方針

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条)

密集市街地における計画的な防災街区の整備を推進するため、防災再開発促進地区を定め、都市施設等の整備を進めていく。

R3.3.31 現在

地区名称	決定年月日 告示番号	位 置	面 積(ha)
尾崎地区	H11.3.26 県告第 553 号	尾崎の一部	約 26.2
	H28.3.29 県告第 390 号		
塩屋地区	H16.5.14 県告第 658 号	塩屋の一部	約 15.2
	H28.3.29 県告第 390 号		

赤穂市公共下水道計画概要

III. 下水道事業の経緯と現況

1. 基本計画(赤穂処理区)公共下水道 特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 汚水;1,948ha=1,088ha+860ha
雨水;1,189ha
- (2) 計画人口 40,050人
- (3) 計画下水量 24,000m³/日(工場排水・観光排水を含む)
- (4) 計画施設
 - ・処理場 1日最大処理能力 34,100m³/日
 - ・污水管渠 幹線数;3本 幹線延長;15,040m
 - ・雨水管渠 幹線数;5本 幹線延長;2,110m
 - ・放流管渠 放流管渠数;5本 放流管渠延長;270m
 - ・污水ポンプ場 11箇所
 - ・雨水ポンプ場 7箇所

2. 基本計画(福浦処理区)特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 32ha
- (2) 計画人口 550人
- (3) 計画下水量 220m³/日
- (4) 計画施設
 - ・処理場 1日最大処理能力 810m³/日
 - ・污水管渠 12.3km

3. 基本計画(はりま台処理区)特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 12.6ha
- (2) 計画人口 220人
- (3) 計画下水量 84m³/日
- (4) 計画施設
 - ・処理場 1日最大処理能力 265m³/日
 - ・污水管渠 4.2km

4. 基本計画(古池処理区)特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 3.4ha
- (2) 計画人口 60人
- (3) 計画下水量 24m³/日
- (4) 計画施設
 - ・処理場 1日最大処理能力 35m³/日
 - ・污水管渠 1.0km

5. 基本計画(大泊処理区)特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 9.7ha
- (2) 計画人口 50人
- (3) 計画下水量 60m³/日
- (4) 計画施設

- ・処理場 1日最大処理能力 100m³/日
- ・污水管渠 1.8km

6. 基本計画(小島処理区)特定環境保全公共下水道

- (1) 排水区域 3.4ha
- (2) 計画人口 120人
- (3) 計画下水量 44m³/日
- (4) 計画施設

- ・処理場 1日最大処理能力 90m³/日
- ・污水管渠 1.3km

7. 施行年次 昭和49年度～令和6年度

8. 総事業費 706億円(うち令和2年度末投資額 652億円)

Ⓐ 170億円 Ⓟ 93億円 管 443億円

9. 下水道普及状況(農業集落排水、合併処理浄化槽を含む)

R3.3.31 現在

地区別	整備面積 (ha)	可能件数 (件)	完了件数 (件)	普及率 (%)	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
中 広	140.9	1,722	1,710	99.3	3,516	3,488	99.2
中 洲	19.2	439	439	100.0	819	819	100.0
加里屋	104.5	1,643	1,635	99.5	2,882	2,865	99.4
上仮屋	44.3	698	697	99.9	1,470	1,468	99.9
塩 屋	143.0	3,025	3,021	99.9	6,237	6,222	99.8
駅 北	45.2	1,137	1,136	99.9	2,374	2,372	99.9
浜 田	35.1	860	859	99.9	2,030	2,028	99.9
尾 崎	133.6	3,287	3,259	99.1	7,503	7,378	98.3
御 崎	186.2	2,091	2,086	99.8	4,693	4,682	99.8
坂 越	182.0	2,067	2,039	98.6	4,364	4,302	98.6
新 田	40.6	711	701	98.6	1,482	1,459	98.4
北 部	114.9	887	860	97.0	2,038	1,971	96.7
清水工業	25.9	12	12	100.0	0	0	0.0
大 津	58.3	601	589	98.0	948	928	97.9
西 部	71.8	784	766	97.7	1,739	1,697	97.6
西浜北町	43.3	28	28	100.0	2	2	100.0
高 野	37.9	246	236	95.9	581	554	95.4
有 年	34.0	344	308	89.5	356	314	88.2
福 浦	32.0	276	259	93.8	527	492	93.4
はりま台	12.6	107	97	90.7	213	192	90.1
大 泊	9.7	28	28	100.0	49	49	100.0
古 池	3.4	29	27	93.1	58	54	93.1
小 島	3.4	61	56	91.8	118	108	91.5
計	1,521.8	21,083	20,848	98.9	43,999	43,444	98.7
農業集落排水	75.5	815	746	91.5	2,115	1,927	91.1
合併処理浄化槽	—	42	42	100.0	119	119	100.0
合 計	1,597.3	21,940	21,636	98.6	46,233	45,490	98.4

行政人口に対する 下水道普及率	令和2年度末人口	下水道普及率
	46,445 人	99.5%